

# 質 問 回 答 書

業 務 名	鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査 (規制区域指定) 業務委託	
質 問 箇 所	質問事項	回答
<p>手続き開始の公示 (2 ページ)</p> <p>提出要請書 (4, 5 ページ)</p>	<p>◆公示 3. 技術提案書の提出者を選定するための基準</p> <p>1) 同種又は類似業務の実績</p> <p>同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査</p> <p>類似業務：土砂災害防止法に基づく基礎調査 (数値標高モデル (DEM) やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務)</p> <p>及び</p> <p>◆要請書1-(4) 業務実施上の条件</p> <p>○管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績</p> <p>〔1〕同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査</p> <p>〔2〕類似業務：土砂災害防止法に基づく基礎調査 (数値標高モデル (DEM) やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務)</p> <p>○担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績</p> <p>〔1〕同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査</p> <p>〔2〕類似業務：土砂災害防止法に基づく基礎調査 (数値標高モデル (DEM) やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務)</p> <p>とありますが、宅地造成に基づく基礎調査を以下の業務に読み替え可能か質問いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地一次スクリーニング</li> <li>・大規模盛土造成地二次スクリーニング計画</li> </ul> <p style="text-align: center;">(質問受付：令和5年5月2日)</p>	<p>・同種業務については、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく基礎調査 (令和4年9月に公表された基礎調査実施要領案に基づく基礎調査) が対象となっております。</p>
<p>提出要請書 (4, 5 ページ)</p>	<p>◆「同種又は類似業務等の実績」について</p> <p>・同種業務の「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査」に大規模盛土造成地変動予測調査は含まれますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問受付：令和5年5月10日)</p>	<p>・同種業務については、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく基礎調査 (令和4年9月に公表された基礎調査実施要領案に基づく基礎調査) が対象となっております。</p>
<p>提出要請書 (8 ページ)</p>	<p>◆「技術提案書を特定するための評価基準」について</p> <p>・「担当技術者の記載は3名以下とする」とありますが、主担当者1名のみを記載してそれ以外の技術者は特定後に決定するということが良いのでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問受付：令和5年5月10日)</p>	<p>・「担当技術者は実施する分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載することができる。」(提出要請書P6) としていますが、ご提案の記載でも構いません。</p>

# 質 問 回 答 書

業 務 名	鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査 (規制区域指定) 業務委託	
質 問 箇 所	質問事項	回答
提出要請書 (11ページ)	<p>◆「ヒアリング」について ヒアリング時にPCを用いた説明が可能でしょうかご教示ください。(技術提案書の内容の要点を整理したパワーポイントでの説明等。) 可能な場合スクリーン及びプロジェクターの持ち込みは可能でしょうかご教示ください。</p> <p>(質問受付：令和5年5月12日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に提出していただいた技術提案書の内容を説明する上で必要な場合は、PCを用いた説明も可能です。</li> <li>・スクリーン及びプロジェクターについては、当課の大型モニターを使用できますが、事前（ヒアリング3日前まで）に申し出て下さい。 なお、準備に係る時間は、ヒアリングの説明時間（15分以内）に含むことを申し添えます。</li> </ul>
提出要請書 (11ページ)	<p>◆「ヒアリング」について ヒアリング時間（例 説明20分、質疑応答10分 計30分）及び出席人数（人数制限等）についてご教示ください。</p> <p>(質問受付：令和5年5月12日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング時間について、説明時間15分以内とし、その後、質疑応答を行います。</li> <li>・出席人数について、管理技術者を含む最大4名まで出席可能とします。</li> </ul>
提出要請書 (11ページ)	<p>◆「ヒアリング」について 審査員の人数及び所属部署・役職についてご教示ください。</p> <p>(質問受付：令和5年5月12日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査員の人数及び所属部署・役職についての公表は行っておりません。</li> </ul>